

寺院用

県提出用

年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

事務所の所在地

宗 教 法 人 名

代 表 役 員 名

電 話 番 号

宗 教 法 人 承 継 証 明 願

当宗教法人は、下記1の不動産の所有者欄等に記載されている下記2の寺院と同一の寺院であり、宗教法人令（昭和20年勅令第719号）附則第2項の規定により宗教法人とみなされ、さらにこれが宗教法人法（昭和26年法律第126号）附則第5項の規定により現在の宗教法人となったもので、同法附則第18項の規定によりその権利義務を承継していることを証明してください。

記

1 不動産の表示

(1) 土地〈所 在〉
〈地 番〉

(2) 建物〈所 在〉
〈家屋番号〉

2 所有者欄の記載内容

(添付書類)

- 1 現在の法人登記簿謄本（登記事項証明書）
- 2 承継登記をする不動産の登記簿謄本（登記事項証明書）
- 3 公図
- 4 地図（寺院から当該位置までの距離）
- 5 旧宗教法人の閉鎖登記の閉鎖登記簿謄本
- 6 法人の印鑑登録証明書

(留意事項)

- 1 所有者欄の記載内容は、登記事項証明書の表題部又は権利部（甲区）（所有権に関する事項）の所有者の所在地（記載があれば）及び名称を記入すること。
- 2 証明願は、県提出用と証明用を作成すること。
ただし、添付書類は1部とする。
- 3 証明手数料として、400円分の長野県収入証紙が必要です。

長 野 県
収 入 証 紙
貼 付 欄

寺院用

証明用

年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

事務所の所在地

宗教法人名

代表役員名

電話番号

宗教法人承継証明願

当宗教法人は、下記1の不動産の所有者欄等に記載されている下記2の寺院と同一の寺院であり、宗教法人令（昭和20年勅令第719号）附則第2項の規定により宗教法人とみなされ、さらにこれが宗教法人法（昭和26年法律第126号）附則第5項の規定により現在の宗教法人となったもので、同法附則第18項の規定によりその権利義務を承継していることを証明してください。

記

- 不動産の表示
 - 土地〈所在〉
〈地番〉
 - 建物〈所在〉
〈家屋番号〉
- 所有者欄の記載内容

県証明欄